**半日単位の年次有給休暇に関する協定書**

株式会社　　　　（以下「会社」という。）と株式会社　　　　従業員代表　　　　　　　は、半日単位の年次有給休暇に関し、次のとおり協定する。

**（対象者）**

**第１条** 半日単位の年次有給休暇（以下「半日単位年休」という。）は、すべての従業員を対象とする。

**（日数の上限）**

**第２条** 半日単位年休を取得することができる日数は、１年につき５日以内とする。この５日には前年の半日単位年休の繰越し分を含めることとする。

半日単位年休を５日取得したために、前年から繰り越した１日未満の時間が取得できなかった場合は、この時間分は翌年度に繰越す。

**（１日分の年次有給休暇に相当する半日単位年休）**

**第３条** 半日単位年休を取得する場合は、１日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。

所定労働時間が8時間の者4時間

**（半日単位年休の取得単位）**

**第４条** 半日単位年休を取得する場合は、半日単位で取得するものとする。

**（半日単位年休の取得手続）**

**第５条** 半日単位年休の請求は、遅くとも前労働日の終業時刻までに届け出るものとする。

**（半日単位年休に支払われる賃金額）**

**第６**条 半日単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の半日当たりの額に、取得した半日単位年休の数を乗じた額とする。

**（協定の効力）**

**第７条** 本協定は、　　　年　月　日より効力を発する。

平成28年3月1日

株式会社　　　　　　代表取締役 　　　　　　　　 印

株式会社　　　　　　従業員代表　　　　　　　　　印